
令和7年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第6日)

令和7年3月13日 (木曜日)

議事日程 (6)

令和7年3月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第10号 芦屋町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第11号 芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第12号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第13号 芦屋町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第7 議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第8 議案第16号 芦屋港ボートパーク条例の制定について
- 第9 議案第17号 芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第18号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第20号 事業名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第12 議案第21号 令和6年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)
- 第13 議案第22号 令和6年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第23号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第15 議案第24号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
- 第16 議案第25号 令和6年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第17 議案第26号 令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第3号)
- 第18 議案第27号 令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)

- 第19 議案第28号 令和6年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第29号 令和7年度芦屋町一般会計予算
- 第21 議案第30号 令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第22 議案第31号 令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第32号 令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第33号 令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第25 議案第34号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第26 議案第35号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第27 議案第36号 令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第28 議案第37号 魚見公園整備工事（その6）請負契約の締結について
- 第29 議案第38号 テニスコート改修工事（人工芝）請負契約の締結について
- 第30 議案第39号 魚見公園整備工事（その5）請負契約の変更について
- 第31 議案第40号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第41号 芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 発委第1号 芦屋町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【 出席議員 】 （12名）

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開議

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 9 号から日程第 3 2、議案第 4 1 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

皆さんおはようございます。報告第 3 号、令和 7 年 3 月 1 1 日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 9 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 0 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 1 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 2 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 3 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 4 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 5 号、賛成多数、原案可決。

議案第 1 6 号、賛成多数、原案可決。

議案第 2 0 号、満場一致、原案可決。

議案第 2 1 号、賛成多数、原案可決。

議案第 2 2 号、満場一致、原案可決。

議案第 2 7 号、満場一致、原案可決。

議案第 2 8 号、満場一致、原案可決。

議案第 2 9 号、賛成多数、原案可決。

議案第30号、満場一致、原案可決。

議案第35号、満場一致、原案可決。

議案第36号、満場一致、原案可決。

議案第40号、満場一致、原案可決。

議案第41号、満場一致、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 萩原 洋子君

報告第4号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第18号、満場一致、原案可決。

議案第21号、満場一致、原案可決。

議案第23号、満場一致、原案可決。

議案第24号、満場一致、原案可決。

議案第25号、満場一致、原案可決。

議案第26号、満場一致、原案可決。

議案第29号、満場一致、原案可決。

議案第31号、賛成多数、原案可決。

議案第32号、賛成多数、原案可決。

議案第33号、満場一致、原案可決。

議案第34号、満場一致、原案可決。

議案第37号、満場一致、原案可決。

議案第38号、満場一致、原案可決。

議案第39号、満場一致、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、松岡です。総務財政委員会で今、委員長のほうから報告がありました。議案の第16号、芦屋港ボートパーク条例の制定について賛成多数となっていますけど、こういった意見があったのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

この議案につきましては、芦屋港レジャー港化そのものが賛成ではないんだという意見の中で、賛成できることができませんということでの賛成多数となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第15号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議案第15号、少し長い条例ですけども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について反対の立場で討論に参加します。

この議案は、平成6年にマイナンバー法の一部を改正したことにより、各自治体は、関係条例の整理に関する条例の制定が行われるものです。国策のために、各自治体はそれに従って業務を果たさなければならないことは重々理解していますが、私はマイナンバー法の問題点を明らかにした上で、反対討論といたします。

今回のマイナンバー法の改正の主な概要としては、1、マイナンバーカードと健康保険証の一本化、2、マイナンバーカードの普及及び利用促進、3、戸籍などの記載事項への氏名の振り仮名の追加、4は、公金受取口座の登録促進などが挙げられています。

国民の信頼を崩壊させる深刻なトラブルといえ、マイナンバーカードをコンビニで使用した

際に他人の住民票が出たり、病院で他人の診療情報や薬剤情報が出るなど、システムの不具合や機器の故障などによる利用者の不安の声は記憶に新しいものです。

また、マイナ保険証による受診では、患者が窓口で10割負担を求められるケースなどもあり、国民の不安は募るばかりです。

マイナ保険証による利用率は僅か13.8%といわれています。政府は誰1人取り残されない、人に優しいデジタル化などと宣伝していますが、介護高齢者や障害者など、最も弱い立場の人々を取り残すのではないのでしょうか。

このように国民の不安、強い批判があるにもかかわらず、国は、本法案は健康保険証を廃止し、マイナ保険証に置き換えるための法改正を強行しました。

2つ目は、公金受取口座の登録促進については、預貯金口座にマイナンバーをひもづける制度で、受給者などに通知し、一定期間内に同意しないとの回答がなければ、自動的に登録可能としており、本人が知らないうちにひもづけされてしまうことが予想されます。

3つ目は、本法案は戸籍に記載されている人の氏名の振り仮名を本籍地の使用市町村長が、管轄法務局長などの許可を得て、一般的な読み方で記載するとしています。このことは、親の命名権や人格権への侵害するものです。

よって、議案第15号の議案に反対するものです。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第16号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議案第16号、芦屋港ボートパーク条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

この条例案は、昨年、令和6年9月議会において上程された、福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定に基づいて上程されたものです。

私はその際、事務の委託に関する規約の制定に反対の意思表示を行いました。その理由として、地方港である芦屋港は物流港として位置づけられてきましたが、広大な面積を有しているにもかかわらず、そのほとんどが利活用されていない中、県の見通しの甘さと責任が問われるところがありますが、県の責任等は何ひとつ聞いたことがありません。

それどころか、地方創生の名のもとに、また芦屋町の1丁目1番地は芦屋の海との町長の掛け声で、ボートパーク施設計画に便乗して、芦屋港レジャー港化という名のもとに、平成31年に芦屋港活性化基本計画を策定し、それに基づき今日まで突き進んできております。

芦屋港ボートパークは、国及び福岡県が、遠賀川や西川の不法係留船を主に、受入先として、受け入れる港湾施設です。

そうだとすれば、このボートパークの管理運営は整備主体の県が行うべきであり、ちなみに鳥取県が運営する、鳥取ボートパークは、鳥取県の直営で運営されています。したがって、芦屋町が県から事務を委託される筋合いのものではないとして反対しました。

ほかに反対の理由として、経費の負担や使用料の収入、つまり損益分岐点の隻数が確保できるのか。維持管理の内容がどういうものであるかなど、様々な事案が生じた場合に、県と町の責任と負担はどうするのかなど、曖昧さが指摘される中、そのめどがたたないうちに、町は芦屋港ボートパーク条例制定し、条例第16号には、指定管理者制度を行うこととしています。

さて、その制度に基づき業者を募って応募する事業者がいない。いても採算が合わない。撤退することもあり得ます。

その場合、県に対して事務の委託に関する規約を破棄することができるのか疑問です。この事務の委託に関する規約は、協議する別途甲と乙、県と町において協議するなど、随所にありますが、指定管理者制度を活用した場合、県と町とは、協議する別途、甲と乙において協議するが適用されるのかどうか疑問です。

また、頓挫した全天候型の施設の跡地の活用、上屋のリノベーションによる飲食直売施設の活用、駐車場の活用の3点セットは、一体的な管理として、オープンされるはずでしたが、ボートパークのオープンが先行するために、ボートパークの運営上、芦屋港ボートパーク条例の制定に至っていると判断しています。

芦屋港の魅力向上や集客力を高めるためには、各施設の連携が重要であることから、一体的な管理が望ましいとの芦屋港活性化基本計画にはうたっております。それをほごにすることは、無計画さが明らかになったと言わざるを得ません。

そうなると、今後において、今述べた3点セットについては、新たにPFI方式であれ、プロポーザルによる方式であれ、事業者は採算がとれず、応募する業者はあるのか甚だ疑問です。

このような事態が生ずることは、火を見るよりも明らかです。

結局は、この3点セットは、全天候型が頓挫したように、頓挫するのではないかと。また3点セットを強行すれば、一般会計から繰り入れなければならない事態が生じるのではないかと危惧しております。

したがって、福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定そのものに問題があり、それに基づいた芦屋港ボートパーク条例の制定には反対せざるを得ません。

よって、議案第16号、芦屋港ボートパーク条例の制定には反対します。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 10番 辻本 一夫君

10番、辻本です。

議案第16号について、賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま、妹川議員から反対の討論がありましたけれども、妹川議員はそもそも、この計画自体が反対ですので、そういう話になるかと思いますが。これまでの、福岡県との協議の中で、水辺の整備については県が担って、管理運営は芦屋町が行うという内容になっていたと認識をしております。

御存じのように、福岡県が行っているボートパーク及び魚釣施設の完成も間近になってきています。令和8年度に開業予定となっております。

本条例の制定は、開業するとなれば、係留施設、魚釣施設を利用される方にとっては、管理事務所や駐車場などが必要になってくることから、管理運営上の必要な事項を定めるというものでございます。

昨年9月の定例会で、芦屋港活性化推進区域内の施設を芦屋町が管理を請け負うという事務処理に関する規約制定が行われました。

本議案の内容は、その規約に沿って、具体的な施設の管理方法としての係留施設や駐車場の使用料、利用時間、禁止行為などが盛り込まれています。

私は、本来は県と町が同時に開業するというのが望ましい形だったわけですがけれども、それが本当に同時に開業すれば、PR効果、経済効果というのは結構大きいものがあったと思います。しかし、これまでの流れの中で段階的整備になっています。

私は、この管理条例が制定されることによって、海辺の事業はほぼ完了となって芦屋町が目指すレジャー港化の第一歩を踏み出すことになると思っています。

よって、これから芦屋町が担う計画の前倒しが、少しでも行われることに期待しながら、本議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですので、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第17号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第18号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第20号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、議案第21号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議案第21号、この補正予算については、反対の立場ですが、次の議案第29号に関連する内容ですので、そこで反対討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第22号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第14、議案第23号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第15、議案第24号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第16、議案第25号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。
ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第26号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第18、議案第27号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第19、議案第28号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第20、議案第29号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

議案第29号、令和7年度芦屋町一般会計予算について反対討論をするわけですが、2点に絞って反対いたします。

1点目は、芦屋港活性化推進費として、5,594万7,000、約6,000万円が計上されています。内訳は、保守委託料、業務委託料、設計委託料の合計で、約5,072万円。約90%は委託料です。

財源内容としては、国・県の補助金として、2,480万円。地方債として1,280万円。一般財源として1,800万円となっております。

芦屋港のレジャー港化推進のために費やした、平成29年度から令和6年度までの歳出合計は、3億640万円。7年度の金額を合わせますと、3億6,370万円となっております。

平成31年に芦屋港活性化推進計画が策定されて以来、それに沿って今日までに、レジャー港化の管理運営組織の将来イメージや外部人材体制の強化とか、今後の事業推進体制などに向けて、構想が具体的に進められてきましたが、その成果品といいますか、そういうのは、私たちの目に触れてはいないような気がします。

一方、芦屋港レジャー港化の舞台となっている芦屋海岸は、響灘から吹きすさぶ強風により、植樹した松は砂に埋まるなど、ますます、すさんだ状況になっています。

もはや理想とする未来を描いている場合ではありません。

また芦屋港から搬出に要する砂業者の大型トラックは、港湾敷地内から移転もせず、県は北側の野積場に砂業者を移転させるために、頑丈なる擁壁、そして防砂フェンスを設置し、至れり尽くせりの配慮を行っており、運搬車は以前よりも増して頻繁に町中を運行し、地域住民の不安は計り知れません。

県はまた、防砂波除堤として大量の大型ブロックを海底に沈めるなど、税金の無駄遣いを、湯水のごとく支出しております。

芦屋港活性化基本計画による概算事業費36億円を、はるかに超えた金額になっているのではないのでしょうか。

これまで費やした芦屋港の歳出額は、今、申し述べたように、3億6,370万円と膨大になっていますが、町民の生活に密着した福祉や教育などの予算に回すべきではないのでしょうか。

しかも大型プロジェクト計画でありながら、住民説明会を1度も実施することなく進められてきました。まさに町民をないがしろにした政策であり、町民からの理解は到底得られないでしょう。

そもそも集客の目玉である全天候型施設設備が、突如として頓挫しましたが、行政として大いに恥ずべき事態です。

芦屋港レジャー港化をこのまま進めれば、かつて玄海レクリゾート計画が頓挫した道をなぞるように歩み、再び同じ轍を踏むことになると思います。

よってこの議案に反対いたします。

2点目は、個人番号カード交付事務補助費として、1,250万。そして社会保障番号制度システム整備補助金として413万円計上しております。

合計1,660万円が計上されているわけですが、これまた湯水のごとく、国及び地方自治体はマイナンバー法に基づき、歳出してきましたが、既に6兆円とか8兆円とか10兆円を費やしたのではないかと、このようなことを聞きます。

いつまでこのようなことが続くのか。不可解です。

よって、議案第15号にてマイナンバー法の問題点を指摘しておりますので、この点については終わりますが、この趣旨に基づいて反対いたします。

よって、2つのことで、令和7年度一般会計予算に反対いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。

日程第20、議案第29号、令和7年度芦屋町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

令和7年度予算は、当初予算で、106億1,300万円と当初より100億円を超えた大きな予算となっております。

この予算を大きくした要因としては、昨今の物価高騰があります。そのような中で新年度予算は、町民の安全・安心対策として、日々の暮らしの中に反映されている施策が随所にあります。

歳入では、町の予算に大きく貢献をされています、モーターボート競走事業からは10億円の収入が計上されており、5億円を各種事業に、5億円は基金へと積立てられています。

さらにこのモーターボート競走事業は、本場30キロ圏内の来場促進に取り組まれており、その中でもモーヴィ芦屋は、連日利用者の予約でいっぱいになるほどの盛況ぶりで、芦屋町民のみならず、町外利用者が多く訪れ、芦屋町の魅力ある施設として情報発信をされています。

また、町税におきましては、納税義務者が減少する中であって、法人数の増加により増収を見込んでいるところであります。

歳出については、令和7年度施政方針の中に示されました、人を育み、未来をつなぐ、あしやまの施策がしっかりと組み込まれています。

安全・安心対策としまして、緊急防災・減災事業債の活用を予定しました、安全・安心対策が

あります。この対策としては、庁舎や総合体育館及び中央公民館において、災害等で電源が断たれた場合に、おおよそ3日分の災害対策機能が維持できるように、非常用電源や燃料タンクなどの設備の強化予算が盛り込まれております。

こども対策では、所得の制限なく、18歳までの通院費・入院費の無償化や給食費の全額補助が継続されています。新たな施策としては、保育料の引下げや、第2子以降の保育料無償化が予算に計上されています。

高齢者対策としましては、第9期芦屋町高齢者福祉計画に基づき、在宅医療と介護の連携、介護サービスの充実など、保健事業と介護予防の一体的な施策の取組で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける施策が展開されています。

特に新たな取組としては、高齢者補聴器購入費助成事業の開始や、暑さ対策として、高齢者世帯等エアコン購入費助成事業が盛り込まれています。

この補助事業は毎年夏になりますと、今年の夏は例年にない暑さです、あるいは今年の暑さを超えましたなど、エアコンの稼働が命に直結するような暑さ対策として、芦屋町は新年度予算に高齢者世帯等エアコン購入費補助事業を盛り込んでいます。

いずれも第6次芦屋町総合振興計画に盛り込まれた内容となっておりますが、このようなしっかりと考えられた施策が、新年度予算には盛り込まれております。

ほかにも、歳入歳出ともに、新たに計画された事業項目の予算や前年より増額された事業項目の予算も含めて、内容に応じた多種多様な施策内容が、しっかりと歳入歳出予算の中に組み込まれており、町民の安全・安心の向上に役立つ施策が計上されております。

今後、芦屋町を担っていく人材育成事業におきましては、補助金や補助率の拡充を図り、人材育成の大幅な見直しを行っています。

このことは今後大きく人材育成にも期待ができるところであります。

このほかにも最小の経費で最大の効果が現れるような、費用対効果を意識された施策が多数計上されており、評価できることをもって賛成討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第29号、令和7年度芦屋町一般会計予算に対する賛成討論を行います。

2025年度予算は、人を育み 未来につなぐ あしやまちとして、計画に基づく政策及び施設整備、社会情勢を踏まえた、住民生活を機軸に重点を置いたものとされています。

当初予算額は106億1,300万円と過去最高額となっています。

モーターボート競走事業会計からの収入が10億円となっていますが、長引く円安や物価高騰

により生じる、社会不安に向き合った積極的な施策の展開が求められています。

以下、本議案に対する賛成理由を述べます。

まず第1に、災害対策として、役場庁舎や中央公民館、総合体育館に非常用電源を設置し、災害発生時の情報の伝達の強化を図っています。

第2に、高齢者対策では、補聴器購入費補助費5万円やエアコン購入費助成に7万円の新たな取組を開始しています。特にエアコン助成は、全国的にも画期的な事業となっています。

第3に、こどもへの支援です。第2子以降の保育料の無償化並びに保育料の引下げ、こども医療の完全無償化を引き続き行うこと、学生への通学費助成も評価できるものです。

特定不妊治療については、リプロダクティブ・ヘルスアンドライツ、これは性と生殖における健康と権利の保障という今、世界的にも注目されている問題です。これらを尊重する立場で、さらなる拡充を求めるものです。

環境対策では、海岸漂着ごみ回収の充実や洞山崩落対策の実施、また地域住民要求の実現では、柏原漁港西方海岸荒波対策基本計画の策定、柏原雨水管改修工事設計委託、これは公共下水道会計ですが、一步前進し、地域住民は安心感を抱いています。

ほかにも、物価高騰対策としてのプレミアム商品券、地域公共交通の拡充などを評価するものです。

2025年度は、引き続き物価高騰への臨機応変な対策が求められていますし、昨年のように地球沸騰化の中で、猛烈な暑さに対する対策事業を検討していただきたいと思います。

最後に留意すべき点を述べます。

介護保険制度は、一般質問でも述べたように、事業者の多くが、私たちのとったアンケートの中でも、経営状況を、とても苦しい、もしくは苦しいと答えています。以前からのコスト高や介護人材不足に加え、報酬減によるマイナスも積み上がり、経営はますます厳しい状況に置かれています。

そして、倒産、休業、廃業、解散が増加し続けることが想定されます。町としても、事業者の実態を適切に把握するための調査を行い、その結果をもとに、必要な支援策を検討すべきと考えます。

次に芦屋港の活性化については、住民に情報を十分提供し、町民の声をよく聞き、進めるべきものと考えます。

また、国の進める自治体DXについては、自治体の対面サービスの後退や自治体リストラを懸念させます。自治体DXは慎重に進めるべきことを申し述べて、賛成討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第21、議案第30号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第22、議案第31号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第31号、令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険特別会計の保険料は、継続的に値上げが行われており、現役世代には苛酷な負担増となっています。

芦屋町においても、国保の都道府県化により、令和8年、10年、12年と保険税を値上げする計画が立てられています。

今後進められる国民健康保険水準の統一は、国保税の引上げをもたらします。政府は保険税水準統一の前提として、自治体に公費の繰入れを早期にやめさせるために圧力をかけてきました。

全国に先駆けて保険料統一を行った大阪府では、保険料を大幅に引き上げました。全国の自治体と比べても、際立って高額となっています。

保険料統一を強行すれば、全国で同様の事態になりかねません。国保に加入する非正規労働者、フリーランスなどの多くの若い世代がさらに国保料負担を強いられます。

国庫負担を抜本的に強め、保険料の引下げを行うことが求められています。国保のみにある均等割は、こどもからも保険料を徴収し、こどもが増えるほど負担が重くなります。こどもにかかる人頭税となっている均等割は全て廃止すべきものです。

健康保険法は、全世代型社会保障の名のもとに、全世代の国民に負担増を押しつけ、国の責任を後退させるものです。

社会保障の財源を国民の負担増で賄うやり方が、新たな貧困を拡大しています。国の負担を増やし、富裕層、大企業にこそ応分の負担を求めることで財源を確保すべきものです。

以上のことから、議案第31号に反対いたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第23、議案第32号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第32号、令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度が75歳以上という年齢に達したら、それまでどんな保険に入っていたとしても、そこから切り離して、75歳以上の高齢者だけを対象とする医療保険制度に強制加入させようとするものです。

後期高齢者制度の第1条には、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするとありますが、第2条では、自助と連帯の精神に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するとしています。

誰もが元気で長生きしたいと願っています。しかし、加齢に伴い、身体全体に様々な症状が現れ、病気になることがあります。それを自己責任というのでしょうか。

保険料は年金から天引きされ、令和7年度の平均保険料は全国平均で7,192円となり、後

期高齢者から、年金から介護保険料を天引きされ、生活ができないとの悲鳴が上がってます。

令和4年10月から、年収が200万円以上の高齢者の窓口負担が2割に通年化されました。年収が200万円以上あるとはいえ、実質年金が減り続けて物価が高騰している中で、医療費にかかる負担が2倍になると生活不安を広げ、高齢者の医療控えがますます深刻となっています。

そもそも、医療にかかる機会の多い75歳以上の高齢者だけで構成する医療保険制度を作れば、高い保険料と窓口負担にならざるを得ないのは明らかです。

また、出産一時金のため、後期高齢医療から、ほかの医療保険に抛出することは、制度の根幹に関わる問題であり、今後保険料引上げをもたらしかねません。

高齢者いじめのこの制度を廃止し、元の老人医療制度に戻すこと。国の責任で全ての高齢者が安心して医療にかかれる医療制度を構築すべきです。

以上で反対討論といたします。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第24、議案第33号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第25、議案第34号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第26、議案第35号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第27、議案第36号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第28、議案第37号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第28、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第29、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第30、議案第39号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第30、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第31、議案第40号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第31、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第32、議案第41号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第32、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第33、発委第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第33、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和7年第1回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れ様でした。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員